

○防火・防災クラブ等の活動に係る報償金支給要綱

〔平成 13 年 8 月 1 日〕
〔消 防 長 通 知〕

改正 平 14. 4. 1

平 31. 4. 1

令 5. 9. 1

(総則)

第 1 条 市民生活の安全の向上のため組織された防火・防災クラブ及び婦人防火クラブ（以下「クラブ」という。）に対する報償金の支給については、この要綱の定めるところによる。

(支給対象)

第 2 条 報償金は、家庭及び地域の防火、防災を目的とした訓練又は研修（以下「訓練等」という。）を実施した市内及び三浦市内のクラブに支給する。

(報償金)

第 3 条 報償金の額は、予算の範囲内において、1 クラブ 1 回につき 5,000 円とし、年 4 回を限度とする。

(報償金の支給)

第 4 条 消防署長は、クラブが訓練等を実施したことを確認したときは、当該クラブに報償金を支給するものとする。

(実施報告)

第 5 条 消防署長は、報償金を支給したときは、防火・防災クラブ等活動結果報告書（別記様式）により消防局長に速やかに報告しなければならない。

(その他)

第 6 条 この要綱の施行について必要な事項は、消防局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

別記様式（第5条関係）

防火・防災クラブ等活動結果報告書

年 月 日	
横須賀市消防局長 様	
消防署長	
このことについて、次のとおり報告します。	
日 時	
場 所	
参 加 者	
実 施 内 容	
指 導 担 当	
報 償 金	
事 務 処 理 欄	